

## ◆通所及び介護予防リハビリテーション料金表（加算項目）

（地域区分＝2級地 10.88）

【サービス実施関連 介護保険一部負担額】

（介護職員処遇改善加算Ⅰ 47/1000

特定処遇改善加算Ⅰ 20/1000）

加算項目	単位	1割	2割	介護	予防	内容
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	回	25円	51円	○		介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合、又は勤続10年以上の介護福祉士25%以上
	月	102円	203円		○支1	
	月	203円	407円		○支2	
中重度者ケア体制加算	日	23円	46円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の職員を確保し、サービス提供時間帯を通じ、看護職員を1名以上配置している場合</li> <li>前年度、又は算定日が属する月の前3ヶ月間の、通所リハビリテーション利用者総数のうち、要介護3以上の方が3割以上の場合</li> </ul>
リハビリテーション提供体制強化加算	回	14円	28円	○		3時間～4時間
	回	18円	37円	○		4時間～5時間
	回	23円	46円	○		5時間～6時間
	回	28円	55円	○		6時間～7時間
理学療法士等体制強化加算	日	35円	69円	○		1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおける理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置
入浴介助加算（Ⅱ）	日	69円	139円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>（Ⅰ）に加えて、医師や理学療法士等が居宅を訪問し、浴室における動作及び浴室の環境を評価していること</li> <li>この際、居宅の浴室が利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境の場合は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員と連携し、浴室の環境整備に係る助言を行う</li> <li>理学療法士等が医師と連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した居宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成する</li> <li>上記入浴計画に基づき、居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う</li> </ul>
事業所が送迎を行わない場合	回	- 54円	- 108円	○		利用者が自ら通う場合や、家族等が送迎を行う場合等（片道につき）
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ（6ヶ月以内）	月	997円	1,994円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を居宅サービス計画に位置づけられた 担当者と情報を共有し会議内容を記録していること</li> <li>6ヶ月以内は1ヶ月に1回以上、6ヶ月を超えた場合は、3ヶ月に1回以上のリハビリテーション会議を開催</li> <li>理学療法士等が、介護支援専門員に対し、必要な支援方法・日常生活上の留意点の情報提供を行う</li> </ul>
リハビリテーションマネジメント加算（B）ロ（6ヶ月超え）	月	627円	1,254円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと（指導及び助言は、理学療法士等より家族、もしくは居宅サービスの担当者と訪問した際の担当者へ）</li> <li>利用者ごとのリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたり、その情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</li> </ul>
短期集中個別リハビリテーション実施加算	日	127円	254円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算 算定者</li> <li>退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行なった場合</li> </ul>
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	日	277円	554円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算 算定者</li> <li>認知症であり、リハビリテーションにより生活機能の改善が見込まれる方が対象</li> <li>退院（所）日又は通所開始日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを実施（週2日を限度とし、過去3ヶ月の間に、当加算を算定していない場合）</li> </ul>
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	月	2,218円	4,435円	○		<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーションマネジメント加算 算定者</li> <li>退院（所）日又は通所開始月から3ヶ月以内の期間に1ヶ月に4回以上リハビリテーションを実施</li> <li>実施頻度・場所・時間等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し生活機能の向上を図る（過去3ヶ月の間に、当加算を算定していない場合）</li> </ul>

加算項目	単位	1割	2割	介護	予防	内容
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (6ヶ月以内)	月	649円	1,298円		○	・生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの計画と実施を専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を終了した理学療法士等にて提供する ・サービス終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標と達成状況を報告する ・医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施する
重度療養管理加算	日	116円	231円	○		・厚生労働大臣が定める状態にある要介護3～5の利用者に対して、計画的な医学管理を継続的に行っている場合 ・利用時間1時間以上2時間未満以外の利用者
若年性認知症利用者受入加算	日	69円	139円	○		若年性認知症利用者（65才未満）に対し、個別の担当者を定めサービスを行った場合
	月	277円	554円		○	
運動器機能向上加算	月	260円	520円		○	利用者の運動機能向上を目的とし、個別に行うリハビリテーションを実施した場合
口腔機能向上加算（Ⅱ）	回	185円	370円	○		・必要な資格者を配置のうえ、利用者の口腔機能を把握し、多職種共同して、利用者毎の口腔機能改善管理計画を作成する ・その計画に従い口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録し、進捗状況进行评估する ・3月以内に月2回を限度。必要な場合は引き続き算定 ・口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたりその情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
	月	185円	370円		○	
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	月	554円	1,109円		○	運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上加算のうち2種類組み合わせ実施した場合
科学的介護推進体制加算	月	46円	92円	○	○	・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している ・必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、通所リハビリテーションの提供にあたり、上記の情報その他通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

## 【その他の項目（実費分）】

項目	料金 (1日もしくは1回あたり)	内容
食費	620円/食	昼食
	150円/食	おやつ
日用品費	150円/日	1時間以上2時間未満以外の方 石鹸、シャンプー、ペーパータオル、タオル、オシボリ等の費用で施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
教養娯楽費	200円/日	1時間以上2時間未満以外の方 レクリエーション活動（折り紙、習字、園芸、貼り絵、絵画、カラオケ等）の費用で、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
オムツ代	40円～200円	施設で販売するオムツを使用した場合
文書料	1,100円～5,500円	一般診断書、特殊診断書、各種証明書等